



# 声 未来 私たちのを、私たちのに 選挙権年齢が引き下げられました

照 会 市選挙管理委員会  
☎0537-1132

**若者の力を必要としています**

公職選挙法などの一部の改正によって、選挙権年齢が満20歳以上から、満18歳以上に引き下げられました。

現代の若者は、さまざまなメディアを通じて多様な情報に接し、自分の考えを育んできた世代であり、また、少子高齢化の進む日本で生きていく世代であることから、日本の在り方を決める政治に関与してもらいたいという意図があります。

私たちの社会のため、私たちの投票が必要です。忘れずに選挙に行きましょう。

**引っ越したら住民票を移しましょう**

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されている必要があります。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職など

に伴い、実家を離れる場合は引っ越し先の自治体へ住民票の届け出が必要です。

**今春に引っ越した人は注意してください**

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村ですが、平成28年3月22日以降に住民票を移した人は、今年の夏の参議院選挙に、新住所地で投票することができません。ただし、旧住所地に3カ月以上住んでいた場合、旧住所地で投票できます。



▲池新田高等学校で開催された模擬投票の様子

## 春に引っ越した場合投票はどこでできるの？

